

クリシェとしてのビッグ・データ

新保史生[†]

日常的に膨大な量の情報が取り扱われ処理されている現在、日々、生成、取得、利用される巨大なデータを、「ビッグ・データ」と呼ぶ機会が散見されるようになった。それに伴い、ビッグ・データの取扱いをめぐる問題が、クラウドコンピューティングや行動ターゲティングなど新たな個人情報の取扱いをめぐる課題とともに議論される機会が増えている。しかし、この用語の意味するところは未だ不明の部分が多い。本報告では、新たな問題を議論する際にキャッチフレーズ的な用語を用いることの当否を論ずることで、近時の情報の取扱いをめぐる諸問題の議論をめぐる状況を省察する。

‘Big Data’ as a Cliché

Fumio Shimpo[†]

A huge amount of information is handled and processed in our daily lives and being generated thus creates a tremendous amount of digital data at present. Such a burgeoning volume of data which is created as a by-product of human activities is called 'Big Data'. With the advances made by the handling of such Big Data, some novel problems have occurred. The issues regarding Cloud Computing and Behavioural Targeting Marketing are typical examples of improvement in these areas being discussed as an emergent problem of handling personal information. However, the definition of the term 'Big Data' is still vague and uncertain. In this paper, I will discuss the suitability or rights and wrongs of the use of the term 'Big Data' as a catch phrase for discussing the latest problems. Finally, I will examine the recent issues regarding the handling of such information.

1. はじめに

「ビッグ・データ(Big Data)」という用語が、大量の情報を新たな方法で処理するマーケティング手法の紹介において、その処理対象となるデータとして当該用語が用いられる機会が増えている。この用語は法律用語ではないため法的な定義は存在しないが、「特定のデータがデータベース等を用いて体系的に構成されているのではなく、大量の情報が散在[1]したままの状態の非構造化データ[2]のことをいう」と筆者なりの定義をしておきたい。

この用語の使用そのものについては、新出用語として用いられるようになったわけではない。例えば、1980年代中葉にコンピュータの普及とともに大規模なデータベースが利用されるようになり、いわゆる「データバンク社会」が問題とされてきた時期には既に用いられており、この用語を用いて論じている法学論文[3]もある。

ところが、ビジネス界においては、新たなITサービスの提供・推進機会への期待とともに格好のキーワード[4]として活発に用いられている。

2. 関連する四つの用語

ビッグ・データという用語について考えるにあたって、関連する以下の四つの用語

[†] 慶應義塾大学総合政策学部

Keio University, Department of Policy Management.

1) 宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説—個人情報保護法・行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法』有斐閣(2005)においては、行政機関等個人情報保護法が定める個人情報ファイルに記録されない情報を「散在情報」と呼んでいる。

2) インターネットに接続される装置が1兆台を超え、2020年までにデータ量が現在の4倍に達し、その80%がリレーショナルデータベース管理システム(RDBMS)では管理されない非構造化データ(unstructured content)であるとするIBM 上席副社長の見解がよく知られるところである。Steve Mills, *Big Data, Better Insight, Smarter Planet*, PracticeView Database October 24, 2011 Monday (2011)。なお、IBMの報告書では当該数値について詳細に分析がなされている。日々の生活において各種センサーからモバイル端末、オンライン取引、ソーシャルネットワークにおいて生成されるデータは、2.5quintillion バイトに達し、世界中の90%のデータが過去二年間で生み出されていることを指摘し、一日あたり、Twitterでのつぶやきは10億、Facebookでの投稿は300億にのぼるといものである。Lia P. Davis, Sean Tepton, *IBM Transforms Data at Work, Accelerates Big Data Analytics*, PracticeView Database October 24, 2011 Monday。

3) Roland S. Homet, Jr., "Getting The Message": *Statutory Approaches to Electronic Information Delivery and the Duty of Carriage*, 37 Fed. Comm. L.J. 217,287 (1985)においては、"the big data suppliers like IBM"のように大規模なデータベースを構築し大量のデータを扱う事業者に関する問題を論ずる際に当該用語が用いられている。

4) 本稿執筆直近の論文だけでも様々な観点から当該用語を用いたものが公表されている。Chris Cingrani, *Big Data, Big Problems*, PracticeView Database October 26, 2011 Wednesday (2011) (情報管理のための戦略の策定及びデータ内容の質的向上を提唱)、Andy Mulholland, *Big Data or Open Data and Cloud Data*, PracticeView Database October 24, 2011 Monday (2011) (Cloud Data Management Interface (CDMI)の紹介)、James Grattton, *'Right Data' Rather Than Big Data*, PracticeView Database October 12, 2011 Wednesday (2011) (IBM, Informatica, Global Ids が提供する従来のデータプロファイリングとは異なるサービスを紹介)、Jude Umeh, *Big Data, Cloud, Social and Mobility - Super Disruption*, PracticeView Database December 30, 2011 Friday (2011) (ビッグ・データ、クラウド、ソーシャル・メディア、モビリティ(前三者のコンビネーション)について)。

の意味するところについて確認をしておきたい。

ビッグ・ブラザー(Big Brother)	リトル・ブラザー(Little Brother)
ビッグ・データ(Big Data)	リトル・データ(Little Data)

表1 四つの用語

情報の最大の取扱者は国家であると考えられてきた。国家による中央集権的な情報の一元管理への懸念は、ジョージ・オーウェルの小説『1984[5]』において「ビッグ・ブラザー[6]」と表現されてきたことは周知の通りである。

一方、民間事業者による大規模な情報の取り扱いについても、1980年代のコンピュータ処理の普及からその後のインターネットの普及へとつながる道程において、国家による情報の取り扱いに比肩するほどの大量の情報処理を行う事業者も出現するようになった。そのような事業者のことを、「リトル・ブラザー(Little Brother)」呼ぶ論者[7]もいる。

「リトル・データ(Little Data)」という用語は、情報の量は少ないものの機密性やセンシティブ性が高いデータのことを指す用語として用いられることがある。例えば、犯罪捜査などにおいて法執行機関が取得する情報のことを、リトル・データと表現している論者[8]がいる。

以上から、情報の取扱いをめぐる問題は、ビッグ・ブラザーによるビッグ・データ及びリトル・データの取扱いから、リトル・ブラザーによるビッグ・データの取扱いへと展開してきたことは事実であろう。情報化社会の進展に伴う情報の取扱量の増加に伴う状況変化を、これらの用語を用いて論ずることは、現状をわかりやすく認識す

5) George Orwell, *Nineteen Eighty-Four*, New York, Harcourt, Brace (1949). ウィリアム・レーンキスト合衆国最高裁長官が、逝去される前年に、『1984』の書評を執筆されている。1949年に同書が出版され、その翌年に同書に接した時はロースクール1年目であったが、それから55年が経過し、高校2年生の孫娘が課題として取り組んでいたのが同書であることを知り、出版当時に多大な感銘を受けた同書は今日においても大変興味深い書籍であると述べており、そのような経緯から改めて『1984』の書評を執筆するに至ったものと思われる。William H. Rehnquist, *SURVEY OF BOOK: 1984*. By George Orwell, 102 Mich. L. Rev. 981 (2004).

6) ビッグ・ブラザーという用語を、全体主義への懸念から監視社会の問題に着目し、その用語が意味するところを詳細に分析した研究として、Tiffani Celina Audilet, *The Red in Red, White and Blue: Is The U.S. Going Back to Russia's Old Communist System?*, 25 T. Jefferson L. Rev. 415 (2003) が興味深い。

7) Daniel J. Solove, *Privacy and Power: Computer Databases and Metaphors for Information Privacy*, 53 Stan. L. Rev. 1393, 1394 (2001). その他、ビッグ・ブラザーとリトル・ブラザー双方について、米国法における保護の現状を総合的に考察した論考として、Elbert Lin, *Prioritizing Privacy: A Constitutional Response to the Internet*, 17 Berkeley Tech. L.J. 1085 (2002)。また、民間事業者における従業員の違法行為の捜査との関係における問題として、Sam Kamin, *Little Brothers are Watching You: The Importance Of Private Actors in The Making of Fourth Amendment Law*, 79 Denv. U.L. Rev. 517 (2002)。

8) Will Thomas DeVries, *Annual Review of Law And Technology: Iii. Cyber Law: A. Privacy: Protecting Privacy in the Digital Age*, 18 Berkeley Tech. L.J. 283, 292-295 (2003)。通信傍受など密行的な方法において取得する重要な証拠となるデータをリトル・データという用語を用いて論じている。

る上で有用である。

しかし、情報化社会の進展に乗り遅れることへの危機感の煽動や不安感を助長したり、そのために必要な対策であるとの口実としてビジネスを推進する上でこのような用語が利用される局面が散見されること。それに伴う法的課題をその延長線上でキャッチフレーズ的に論ずる傾向があることは否定できないであろう。そのような現状について、このようなキャッチフレーズ的[9]な用語使用が跋扈することによって、結果的に浅ましい議論しかできなくなる状況をもたらしていることを憂慮せざるを得ない。

現に、ビッグ・ブラザーという用語についても、いわゆるデータバンク社会の到来によって個人の情報が政府によって一元管理され、政府による重大なプライバシー侵害が発生するおそれがあるという「プライバシー危機論」を論ずる上で用いられてきた。ある意味で実状とはかけ離れた非現実的な危機的状況を「創作」する上で象徴的な用語として用いられてきたともいえる。ネットワーク社会において、すべてのプライバシーが公開される危機感を表した「ゼロ・プライバシー」という用語も、これと同様であろう。

3. 大量の情報取得の現状

いわゆるビッグ・データが生み出される背景には、行政機関、企業や民間団体、個人のいずれにおいても、日々様々な局面で多くの情報が取得され利用されている現状がある。それらのデータは、実社会で用いられている端末や装置等を介して取得されるものから、ネットワーク上において取得される情報に至るまで様々なチャンネルを通じて取得されている。前者については、コンピュータ、携帯電話、スマートフォン等の端末、監視カメラ、入退室管理装置、スマートメーターや電気製品などの装置、自動車などがあげられ、後者については、ウェブからSNSに至るまでのネットワーク関連のサービスがあげられよう。

とりわけ、行動履歴に関する情報は、詳細な個人に関する情報を取得することで、「行動ターゲティング広告」など個人の趣味嗜好を分析しそれに対応したマーケティングを行う上で活用される機会が増えている。

行動ターゲティング広告を実現する手法としては、アクセスログの解析、ウェブの閲覧状況モニタリング、クッキー、ウェブビーコンの利用、コンピュータや携帯電話

9) キャッチフレーズ的な利用は法学関連の論考においても見受けられ、例えば、28日間にわたって被疑者の車両の動向をGPS装置を用いて監視と修正第4条に基づく令状の必要性の有無について争われた事例について解説において、単なるキャッチフレーズとして「ビッグ・データ」及び「1984」という両者の用語を用いている論考がある。Derrick Harris, *The Supreme Court, Big Data and 1984*, PracticeView Database November 9, 2011 Wednesday (2011). 当該論文がとりあげている事例 United States v. Jones <<http://www.scotusblog.com/case-files/cases/united-states-v-jones/>>は、本稿執筆段階において係争中の事案である。

等の固有の識別アドレスの監視・追跡，DPI（ディープ・パケット・インスペクション）などを用いた方法がある。

SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）のように，利用者が自ら情報の発信者となって，ネットワークに様々な情報を提供していくものを，CGM（コンシューマー・ジェネレイティド・メディア）という。これには，利用者の日常生活の履歴であったり，利用者の年齢，性別，学歴，所属，趣味嗜好といった個人情報が公開されている。

4. パターナリズムとの関係

大量のデータを分析することによって，個人の趣味や嗜好に合わせてサービスを提供したり商品やサービスを販売するマーケティング手法が用いられるようになり，個人にとっては，自らの興味関心に対応して情報が提供されることから，自身の趣味嗜好に沿ったサービスの提供を受けたり，商品を購入する際の選択肢が提供されることで，スムーズにサービスや商品の情報を受け入れることが可能である。一方，事業者にとっては，効果的なマーケティングによって効率的に商品やサービスの提供が可能となり，ビジネス効率の向上を目指し販売促進手段としても相当な効果を期待でき，購買率を高め企業の利益向上に資する有効な方法として活用されている。

つまり，消費者と事業者双方にとって，個別の顧客（いわゆる個客）に対応したマーケティング手法は，両者を幸福に導く魔法のツールであるかのように論じられている。しかし，同時にこれはパターナリズムの典型でもあるといえる。ここにいうパターナリズムとは，本人の趣味嗜好を分析することで，それに対応した情報を提供する「余計なお節介[10]」にとどまらず，ビッグ・データを取り扱う事業者側の情報量が消費者側の情報量を圧倒し，情報の非対称性のもとに，提供された情報に基づいて本人はその情報を当該本人の意思であるかのように錯覚して行動することをも意味する。よって，広告は，顧客を「誘引」するために用いられるものであるが，行動ターゲティング広告は，それをさらに超えて顧客を「誘導」するものであるといえよう。

以上から，いわゆるレコメンドサービスや行動支援型サービスなどの行動ターゲティング広告は，事業者が消費者に対して効果的な広告を提供するだけでなく，消費者側にとっても，自らが関心を持っている領域に関連する商品やサービスに関する情報を受け取ることができるメリットがある一方で，これはパターナリズムと表裏一体の関係にあるといえる。したがって，過剰な情報取得と分析によって，本人が干渉を受けずに選択をする自由を侵害するような場合には，人格的自律のプライバシー（いわ

10) 拙稿「ネットワーク社会における個人の行動履歴-利便性の享受と弊害」都市問題 102(8), 56-64, 2011 においては，パターナリズムとレコメンド・行動支援サービスは表裏一体の関係にあるといえることを指摘し，行動履歴を用いて提供されるサービスを，「余計なお節介」と感じるか，「行き届いたおもてなし」の，どちらと感じるかの違いであると述べた。

ゆる自己決定）の侵害にあたる可能性も否定できないであろう。

5. ライフログとビッグ・データの違い

詳細な「個人に関する情報」であって，必ずしも特定の個人を識別可能な情報に限られない情報のことを「ライフログ」と呼ぶことがある。過去の拙稿[11]では，この用語を用いなければならない背景があることを踏まえた上で，当該用語を法的課題をめぐる議論において用いるのであれば，明確な「定義」のもとで用いるべきであると考へ，当該用語の定義を試みた。しかし，用語の定義に達することはできたものの，その定義を用いて議論することの意義が乏しいことをある意味で確認する結果ともなった。

では，ライフログとビッグ・データの違いは何であろう。ライフログはビッグ・データの一部ではあるが，ビッグ・データはライフログではない。

また，ビッグ・データは，非構造化データとしてライフログのように特定のデータではない。そのため，現在及び将来において当該データを直接の対象にした規制を行うことは困難であろう。

なお，ライフログについては，総務省の研究会[12]において検討がなされている。我が国において懸念される法的問題としては，個人情報保護法との関係について主に検討がなされている。具体的には，個人情報への該当性と行動ターゲティング広告等への適用，ならびに，特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものに当たるかについて検討がなされている。さらに，プライバシー等との関係について，①プライバシー侵害の有無・程度及び②利用者の不安感等について検討がなされ，それらの検討を踏まえて，より信頼されるサービスに向けて（配慮原則の提言）が示されている。

6. 国際会議における話題としてのビッグ・データ

個人情報・プライバシー保護に関する国際的な諸問題や枠組みをめぐる検討に大きな影響を及ぼしているのが，個人情報・プライバシー保護について専門的知識を有し，国内における法執行のみならず国際的な越境協力を行う各国の「プライバシー・コミッショナー」である。

11) 拙稿「ライフログの定義と法的責任 個人の行動履歴を営利目的で利用することの妥当性」情報管理 53(6) (2010) PP.295-310. 本稿で試みた定義は，次の通り。「ライフログ」とは①特定の自然人の②特定の活動に関する③特定の情報を，④特定の記録媒体に，⑤自動的(4)に⑥デジタルデータとして⑦包括的又は連続的に記録（蓄積）し，それによって取得された，⑧特定の個人に関する個人情報（個人識別情報）及び⑨個人に関連する個人情報に該当しない情報（非個人識別情報）の総称をいう。

12) 総務省「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会（第二次提言案）」（平成22年5月）。

2011年11月1日～3日の日程で、メキシコシティにおいて「第33回データ保護プライバシーコミッショナー会議（以下、「コミッショナー会議」という）」が開催された。

今回のコミッショナー会議における「話題（検討課題ではない）[13]」は、ビッグ・データであった。Era of Big data をメイン・タイトルとして、Big Benefits? Big Problems? Big Challenges? Big Questions?と、様々な論点から意見が表明されていた。

なお、筆者が、ビッグ・データという用語に違和感を感じたのは、コミッショナー会議において各国の参加者と意見交換を行った際に、この用語に対する研究者[14]と事業者の双方の受け止め方が大きく違うことを認識したことがきっかけである。

参考までに、コミッショナー会議には、我が国からは筆者を含む研究者及び担当行政官数名が参加しているが、国内の民間事業者の参加は皆無である。個人情報・プライバシー保護をめぐる最新動向を把握し、国際的なルール策定をはじめとして、新たなビジネスを展開するにあたって関係者との調整を行う場としても重要な機会であるにもかかわらず、何の関心も持たれていないことには危機感を覚える。日本国内の事業者が、先進的なネットワークサービスへの参入にあたって国際的なルール及び国内法の遵守には積極的に取り組む一方で、それらのルール作りへの積極的な参画や国際的な調整を十分に行わない結果、国境を越えて展開するネットワーク関連のサービス提供にあたって必要な情報収集や諸外国の動向やニーズを把握できず、サービス展開が後塵を拝する結果をもたらしている一因ではないだろうか。

コミッショナー会議は、総会及び平行セッションから構成される。各国のデータ保護関係機関が参加する非公開セッションも開催されている。当該セッションでは、個人情報・プライバシー保護に関する決議が採択されるとともに、諸問題に関する討議が実施される。我が国にはコミッショナー会議への正式参加が認められる個人情報・プライバシー保護に関する機関が存在しない。現在、85 機関（44 国家、35 地域、6 国際機関（うち4はEUの内部部局））及びオブザーバ4機関が非公開セッションに参加しているが、我が国は、消費者庁が非公開セッションにおけるオブザーバとして参加しているにとどまる。

なぜなら、我が国には、プライバシーコミッショナーのような第三者機関[15]は存

在しないからである。

社会保障・税番号（マイナンバー）の導入へ向けた検討において、番号法を根拠とする第三者機関の設置が予定されているが、一般法としての個人情報保護法に基づく機関の設置は未定である。国際的な動向に乗り遅れないようにするだけでなく、様々な検討に積極的に関与し世界から取り残されないためにも、国際的に通用する第三者機関の設置は急務の課題である。

7. 忘れてもらう権利

「人の噂も七十五日」という故事成語がある。人間は、自らが日々覚えたことを忘却することで、不要（場合によっては重要）な情報を捨て去っている。他人の情報も一定の時を経過することで人々の記憶から消え去る。

一方、デジタル・データとして日々取得され蓄積するデータは、意図的に消去するか情報が滅失・毀損するような場合を除き、メディアの変遷に伴いフォーマットが変わって読むことができなくなるようになるまで永続的に情報が保有されることになる。つまり、人間の記憶のように忘却のメリットを享受できない。ましてや、自動収集・自動処理に伴う問題、不知・不識のうちに情報が収集されること、本人関与の機会がないなどの問題もある。

人間は忘れることで将来に希望を持っている側面がある。時間が癒してくれるはずの傷心が、永遠にその状態が継続することはある意味恐ろしい。人間の将来への希望を削がないためにも、本来であれば、不必要なデータの取得を最低限にとどめることをプライバシーの権利として保障する「情報化社会において『ひとりですべてを忘れる』権利[16]」（夏井説）を実現することが個人の権利利益保護のためには有益である。

この点につき、事前の情報取得制限は現実的には難しいことから、事後的な忘却を制度的に保障しようとする試みがある。

EU（欧州連合）が、EUの個人データ保護指令[17]の改正に向けて検討を行っており、その基礎となる個人データ保護規則の改正案第14条において、本人のデータの修正及び消去権(rights to rectification and erasure)について定めている。従来、訂正、削除、追加、消去、利用停止といった用語で定められていたものを、EUの個人データ保護指令第122条Bに基づく手続として、当該規則の改正案第15条において「忘却及び

13) Hunton & Williams LLP, *Live from Mexico City: Opening Session Highlights the Potential and Challenges of Big Data*, PracticeView Database November 2, 2011 Wednesday (2011), Donald G. Aplin, 'Big Data' Presents New Privacy Risks, *Enforcement Challenges for Regulators*, PracticeView Database November 4, 2011 Friday (2011) などにおいてプライバシーコミッショナー会議におけるビッグデータをめぐる話題が紹介されている。

14) Colin Bennett, *Big Data and Small Agencies: Reflections on the 33rd International Conference of Data Protection and Privacy Commissioners*, 7 Nov 2011 <<http://www.colinbennett.ca/2011/11/big-data-and-small-agencies-reflections-on-the-33rd-international-conference-of-data-protection-and-privacy-commissioners/>>.

15) 本稿執筆時点における最新の研究動向として、Graham Greenleaf, *Independence of Data Privacy Authorities:*

International Standards and Asia-Pacific Experience, U. of Edinburgh School of Law Working Paper No. 2011/42 (2011).

16) 夏井高人『ネットワーク社会の文化と法』日本評論社（1997）191頁。

17) 個人データ処理に係る個人の保護および当該データの自由な移動に関する 1995年10月24日の欧州議会および欧州評議会の95/46/EC指令(Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data Official Journal L 281, 23/11/1995 P. 0031 - 0050).

消去してもらう権利(Right to be forgotten and to erasure)[18] という手続を新たに設けることになった。

「忘れてもらう権利 (The Right to be Forgotten)」という用語の出自は、「忘れる権利 (The Right to Forget)」に由来する。この用語は、フランスの法令において用いられた用語であり、原語は *Droit a l' Oubli*[19]である。

8. 新たな検討課題は存在するか

いわゆるビッグ・データの取扱いに関し、議論すべき新たな法的課題が存在するであろうか。当該用語が頻繁に用いられるようになってきている反面、当該用語を用いて論じている法学論文[20]は極めて少ない。その理由は、キーワードが変化しただけで問題の本質が変化しているわけではないからであろう。

例えば、ビッグ・データの取扱いが日常化することで、通信分野における著しいトラフィックの増大は顕著である。そのため、ネットワーク中立性の議論とともになされてきたネットワークの公平利用との関係における規制は、競争法の観点から議論がなされている。

また、懸念事項としては、活用が促進されることで個人の権利利益が侵害される可能性があるものの、訴訟の増加や規制の要請が高まることが予想されるといった指摘[21]にとどまる。

ビジネス面においては、従来からのデータマイニングやデータマッチングに伴う問題と法的な検討課題は大きく異なる点はないものの、巨大なデータの処理及び分析能力そのものがビジネスとなっているため、その分析や活用は高度な技術が求められることから、結果的にプライバシーへの侵襲度が高くなる可能性はある。消費者の特性を分析・把握し、長期間に渡って消費者との関係を継続する手法である CRM(Customer Relationship Management)。個々の消費者の趣味・嗜好に応じたマーケティングを行う OneToOne マーケティングを実現するためのデータマイニング。これらは、従来からマーケティング手法として広く用いられてきたが、それをインターネット上で展開した

ものが「行動ターゲティング広告」といえる。

ライフログの利用をめぐる問題についても、サービスの多様化と個別化の動向と合わせて、より詳細かつ精緻な個人識別に基づくサービス提供に利用されているにすぎない。

クラウドについても、情報の取り扱いに係る本質的な法的課題は従来から論じられてきた問題の延長線上で議論がなされており、それらの議論を通じて解決不能な問題が生じているとは思えない。

いわゆるビッグ・データをめぐる問題は、新たな法的課題の検討よりは、従来からの課題の整理にとどまるものと考えられる。むしろ、慎重かつ抑止的な運用にあたって検討すべき事項を明確にすることが求められている。

規制面においては、知的財産法、個人情報・プライバシー保護、競争法など各領域における規制との関係において、「単なるデータ」であればこれらの規制を回避できるかのような主張がなされることは本末転倒である。

具体的には、当該用語を用いる理由が、非構造化データとしてのビッグ・データに該当する情報であれば、検索性・体系性を有する「個人データ」には該当しないため、個人情報保護法が定める個人データに係る義務を遵守する必要がないとか、そもそも特定の個人を識別可能な情報にはあたらないので、「個人情報」にはあたらないと主張するなど、法的義務を回避することを目的として当該用語を用いることは論外である。

個人情報と非個人情報の分けなく、それらをビッグ・データと呼ぶことで個人情報に該当しない情報であれば法律が定める義務に従う必要がないとして、法律が定める義務に従わずに個人のプライバシーへの侵襲度が高いサービスが、なし崩し的に運用されることが懸念される。

9. クリシェとしてのビッグ・データとは

最後に、本稿のタイトルにおいて用いた「クリシェ (cliché)」という用語について言及しておきたい。クリシェとは、「決まり文句、陳腐な表現[考え・筋・場面など][22]」をいう。

いわゆるビッグ・データをめぐる話題は、際限なく広がるバーチャルな領域に存在するデータの処理が、あたかも壮大かつ夢のような可能性[23]がそこに広がっているかのように論じているにすぎない。確かに、活用されていないデータが多いことから、

18) Right to Forget という用語は、EU のコミッショナーであるヴィヴィアン・レディング氏 (Viviane Reding) が、EU 個人データ保護指令の改正の議論において用いた用語に端を発し、主に規制側 (立法機関やコミッショナーなど) において用いられてきた。一方、Right to be Forgotten は、本人の側から見て自らの情報を忘れてもらう権利という意味合いで用いられるようになり、主にプライバシー保護団体が積極的に用いてきた用語である。

19) 当該用語を用いたフランスの法律は成立していない。

Une charte sur le droit a l'oubli<<http://www.20minutes.fr/web/facebook/608459-web-une-charte-droit-oubli>>.

20) Joshua Gruenspecht, "Reasonable" Grand Jury Subpoenas: Asking for Information in The Age of Big Data, 24 Harv. J. Law & Tec 543 (2011).

21) Steve d'Alencon/CaseCentral, Inc., Top Five eDiscovery Predictions For 2012, Metropolitan Corporate Counsel December 2011, Pg. 16 Vol. 19 No. 12 (December 2011).

22) 竹林滋,東信行,市川泰男,諏訪部仁 (編集)『新英和中辞典[第7版]』研究社(2003).

23) ビッグ・データの活用による可能性については、James Manyika, Michael Chui, Brad Brown, Jacques Bughin, Richard Dobbs, Charles Roxburgh, Angela Hung Byers, Big data: The next frontier for innovation, competition, and productivity, McKinsey Global Institute (MGI) May.

2011<http://www.mckinsey.com/Insights/MGI/Research/Technology_and_Innovation/Big_data_The_next_frontier_for_innovation>が詳細な分析を行っているので参照されたい。

それらを活用することで企業にとっては新たな価値が生み出される可能性があることは否定できない。しかし、データの取扱態様やその量が大きく変化していることは事実であろうが、法的側面からみた場合に新たな課題が生じているかという点、既に述べた通り実際には従来から議論されている問題と大きく異なる点はないように思われる。

以上から、このような用語（クリシェ）を多用する論者は、問題の本質を深く考えることなく、時流や流行を追いかけ、あたかも最新動向について論じているかのように装う上で非常に便利な用語としてクリシェを用いているだけであって、実際にはその問題の本質について十分考慮していないことを自ら示しているようなものである。

新たな用語が出現すると、そのインパクトゆえに殊更にその用語を用いる傾向がある。そのような用い方は避けなければならない。とりわけ、それに伴う法的課題について論ずるためには、法解釈の一貫性に疑義が生ずる用語を用いることは極力避けるべきであろう。

参考文献

- 1) 宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説—個人情報保護法・行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法』有斐閣(2005).
- 2) 新保史生「ライフログの定義と法的責任—個人の行動履歴を営利目的で利用することの妥当性」情報管理 53(6)(2010)PP.295-310.
- 3) 新保史生「ネットワーク社会における個人の行動履歴--利便性の享受と弊害」都市問題 102(8)(2011)PP.56-64.
- 4) 竹林滋,東信行,市川泰男,諏訪部仁(編集)『新英和中辞典[第7版]』研究社(2003).
- 5) 夏井高人『ネットワーク社会の文化と法』日本評論社(1997).
- 6) Andy Mulholland, Big Data or Open Data and Cloud Data, PracticeView Database October 24, 2011 Monday (2011).
- 7) Chris Cingrani, Big Data, Big Problems, PracticeView Database October 26, 2011 Wednesday (2011).
- 8) Colin Bennett, Big Data and Small Agencies: Reflections on the 33rd International Conference of Data Protection and Privacy Commissioners, 7 Nov 2011 <<http://www.colinbennett.ca/2011/11/big-data-and-small-agencies-reflections-on-the-33rd-international-conference-of-data-protection-and-privacy-commissioners/>>.
- 9) Daniel J. Solove, Privacy and Power: Computer Databases and Metaphors for Information Privacy, 53 Stan. L. Rev. 1393, 1394 (2001).
- 10) Derrick Harris, The Supreme Court, Big Data and 1984, PracticeView Database November 9, 2011 Wednesday(2011).
- 11) Donald G. Aplin, 'Big Data' Presents New Privacy Risks, Enforcement Challenges for Regulators, PracticeView Database November 4, 2011 Friday (2011).
- 12) Elbert Lin, Prioritizing Privacy: A Constitutional Response to the Internet, 17 Berkeley Tech. L.J. 1085 (2002).
- 13) George Orwell, Nineteen Eighty-Four, New York, Harcourt, Brace(1949).
- 14) Graham Greenleaf, Independence of Data Privacy Authorities: International Standards and Asia-Pacific Experience, U. of Edinburgh School of Law Working Paper No. 2011/42 (2011).
- 15) James Gratton, 'Right Data' Rather Than Big Data, PracticeView Database October 12, 2011 Wednesday (2011).
- 16) James Manyika, Michael Chui, Brad Brown, Jacques Bughin, Richard Dobbs, Charles Roxburgh, Angela Hung Byers, Big data: The next frontier for innovation, competition, and productivity, McKinsey Global Institute (MGI)May. 2011.
- 17) Hunton & Williams LLP, Live from Mexico City: Opening Session Highlights the Potential and Challenges of Big Data, PracticeView Database November 2, 2011 Wednesday (2011).
- 18) Joshua Gruenspecht, "Reasonable" Grand Jury Subpoenas: Asking for Information in The Age of Big Data, 24 Harv. J. Law & Tec 543 (2011).
- 19) Jude Umeh, Big Data, Cloud, Social and Mobility - Super Disruption, PracticeView Database December 30, 2011 Friday (2011).
- 20) Lia P. Davis, Sean Tepton, IBM Transforms Data at Work, Accelerates Big Data Analytics, PracticeView Database October 24, 2011 Monday.
- 21) Roland S. Homet, Jr., "Getting The Message": Statutory Approaches to Electronic Information Delivery and the Duty of Carriage, 37 Fed. Comm. L.J. 217,287 (1985).
- 22) Sam Kamin, Little Brothers are Watching You: The Importance Of Private Actors in The Making of Fourth Amendment Law, 79 Denv. U.L. Rev. 517 (2002).
- 23) Steve d'AlenconCaseCentral, Inc., Top Five eDiscovery Predictions For 2012, Metropolitan Corporate Counsel December 2011, Pg. 16 Vol. 19 No. 12 (December 2011).
- 24) Steve Mills, Big Data, Better Insight, Smarter Planet, PracticeView Database October 24, 2011 Monday (2011).
- 25) Tiffani Celina Audilett, The Red in Red, White and Blue: Is The U.S. Going Back to Russia's Old Communist System?, 25 T. Jefferson L. Rev. 415 (2003).
- 26) Will Thomas DeVries, Annual Review of Law And Technology: Iii. Cyber Law: A. Privacy: Protecting Privacy in the Digital Age, 18 Berkeley Tech. L.J. 283(2003).
- 27) William H. Rehnquist, SURVEY OF BOOK: 1984. By George Orwell, 102 Mich. L. Rev. 981 (2004).